



2014年度 9月実施
ファイナンシャル・プランニング技能検定・実技試験

2級 個人
資産相談業務

実施日◆2014年9月14日(日)

試験時間◆13:30~15:00(90分)

★ 注意 ★

1. 受検する種目の問題用紙と解答用紙が正しく配付されているかどうかを確認し、誤った用紙が配付されている場合は挙手してください。「問題用紙左上部の種目の略称」と「解答用紙左上部の種目の略称」の一致を確認してください。
2. 本試験の出題形式は、記述式等5題(15問)です。
3. 筆記用具、計算機(プログラム電卓等を除く)の持込みが認められています。
4. 試験問題については、特に指示のない限り、2014年4月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。
5. 試験時間中は、乱丁・落丁、印刷不鮮明に関する質問以外はお受けできません。
6. 不正行為があったときは、すべての解答が無効になります。
7. 解答用紙の注意事項を必ずお読みください。
8. その他、試験監督者の指示に従ってください。

《退席時の注意事項》

- ▶ 試験開始後60分経過した時点で退出できます。退出をする場合には、試験監督者に解答用紙を必ず手渡してください。問題用紙はお持ち帰りください。
- ▶ 試験終了時間10分前からは退出できません。試験終了後、試験監督者が解答用紙を回収しますので、着席したままお待ちください。

○この試験の模範解答は9月14日(日)午後5時30分以降、当会のホームページに掲載します。
(<http://www2.kinzai.or.jp/answer/>)

※当会トップページからのリンクは混雑のためつながりにくくなります。上記のURLに直接アクセスしてください。

○10月27日(予定)に合否通知書を発送します(到着までに1週間程度を要することがあります)。また、当会のホームページ(<https://kentei.kinzai.or.jp/announce/>)、または携帯サイト(<http://m.kinzai.or.jp/>)で、受検番号の入力により合否を確認できます。

厚生労働大臣指定試験機関 一般社団法人 金融財政事情研究会

〒160-8529 東京都新宿区荒木町2-3 TEL 03-3358-0771

----- 解答にあたっての注意 -----

1．試験問題については、特に指示のない限り、2014年4月1日現在
施行の法令等に基づいて、解答してください。

なお、東日本大震災の被災者等に係る国税・地方税関係の臨時特例
等の各種特例については考慮しないものとします。

2．問題は、【第1問】から【第5問】まであります。

3．各問の問題番号は、通し番号になっており、《問1》から《問15》
までとなっています。

4．解答にあたっては、各設例および各問に記載された条件・指示に従
うものとし、それ以外については考慮しないものとします。

5．解答は、解答用紙に記入してください。

【第1問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問1》～《問3》）に答えなさい。

《設 例》

Aさん（58歳）は、妻Bさん（56歳）との2人暮らしである。Aさんは、高校卒業後から現在に至るまで、X社に勤務している。X社は満60歳定年制を採用しているが、再雇用制度が設けられており、その制度を利用した場合、最長65歳まで厚生年金保険の被保険者として勤務することが可能である。Aさんは、X社の再雇用制度を利用して同社に65歳まで勤務する予定であり、その場合の公的年金制度からの給付等について知りたいと考えている。そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

Aさんおよび妻Bさんに関する資料は、以下のとおりである。

Aさんおよび妻Bさんに関する資料

(1) Aさん（会社員）

生年月日：昭和31年3月24日

厚生年金保険，全国健康保険協会管掌健康保険，雇用保険に加入している。

〔公的年金の加入歴（見込みを含む）〕

昭和49年4月	平成26年9月	平成33年3月退職
厚生年金保険 485月		厚生年金保険 78月（加入予定）
18歳	58歳	65歳
平成15年3月以前（348月） 平均標準報酬月額 350,000円		平成15年4月以後（215月） 平均標準報酬額 490,000円

(2) 妻Bさん（パート勤務）

生年月日：昭和32年12月10日

高校卒業後から28歳でAさんと結婚するまでは厚生年金保険に加入。結婚後は国民年金に第3号被保険者として加入している。また、Aさんが加入している健康保険の被扶養者である。

妻Bさんは、現在および将来においても、Aさんと同居し、生計維持関係にあるものとする。

Aさんおよび妻Bさんは、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問1》 Mさんは、60歳台前半の在職老齢年金の仕組みについて説明した。MさんがAさんに対して説明した以下の文章の空欄 ~ に入る最も適切な語句を、下記の 語句群 のイ~リの中から選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

「Aさんは、原則として()から報酬比例部分のみの特別支給の老齢厚生年金を受給することができます。ただし、Aさんが()以後も引き続き厚生年金保険の被保険者としてX社に勤務する場合、特別支給の老齢厚生年金は、()との間で調整が行われ、年金額の一部または全部が支給停止となることがあります。

平成26年度における支給停止額(月額)は、下記の 資料 の計算式によって算出されます。仮に、()が30万円、基本月額が10万円である場合、1カ月当たりの支給停止額は()となります」

資料 平成26年度における支給停止額(月額)

() (A) 基本月額 (B)	46万円以下	46万円超
28万円以下	$(A + B - 28万円) \times \frac{1}{2}$	$(46万円 + B - 28万円) \times \frac{1}{2} + (A - 46万円)$
28万円超	$A \times \frac{1}{2}$	$46万円 \times \frac{1}{2} + (A - 46万円)$

語句群

イ．62歳 口．63歳 八．64歳 二．総報酬月額相当額 ホ．標準報酬月額
 へ．報酬月額 ト．4万円 チ．6万円 リ．10万円

《問2》 Aさんが、定年退職後もX社の再雇用制度を利用して65歳まで同社に勤務し、その後再就職しない場合に、原則として65歳から受給することができる老齢厚生年金の年金額を、解答用紙の手順に従い、計算過程を示して求めなさい。なお、年金額は平成26年度価額(物価スライド特例措置による金額)に基づくものとし、計算にあたっては、《設例》および下記の資料を利用すること。また、端数処理は、解答用紙の指示に従うこと。

資料

老齢厚生年金の年金額

下記、老齢厚生年金の計算式の () + () + ()

老齢厚生年金の計算式

) 報酬比例部分の額 = (+) × 1.031 × 物価スライド率 (0.961)

平成15年3月以前の期間分

平均標準報酬月額 × $\frac{7.5}{1,000}$ × 平成15年3月以前の被保険者期間の月数

平成15年4月以後の期間分

平均標準報酬額 × $\frac{5.769}{1,000}$ × 平成15年4月以後の被保険者期間の月数

) 経過的加算額 = 1,676円 × 被保険者期間の月数 × 物価スライド率 (0.961)

昭和36年4月以後で20歳以上60歳未満の
厚生年金保険の被保険者期間の月数
- 772,800円 × $\frac{\hspace{10em}}{\text{加入可能年数} \times 12}$

) 加給年金額 = 386,400円 (要件を満たしている場合のみ加算すること)

《問3》 MさんがAさんに対して行ったアドバイスに関する次の記述 ~ について、適切なものには印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

「Aさんが60歳以後も雇用保険の一般被保険者としてX社に勤務し、賃金が60歳到達時点に比べて85%未満に低下した場合、所定の手続により、原則として雇用保険から高年齢雇用継続基本給付金が支給されます」

「Aさんは老齢厚生年金の支給開始を66歳以後に繰り下げることができますが、老齢厚生年金の繰下げ支給の申出は、老齢基礎年金の繰下げ支給の申出と同時に行う必要があります」

「妻Bさんは60歳から報酬比例部分のみの特別支給の老齢厚生年金を受給することができますので、妻Bさんが60歳以後もパート勤務を続けながらAさんの健康保険の被扶養者となるためには、その収入要件について留意する必要があります」

* 下書き欄（解答は解答用紙に）

【第2問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問4》～《問6》）に答えなさい。

《設例》

会員のAさん（42歳）は、現在、2年前に購入したX投資信託を保有しているが、新たにY投資信託の購入を検討している。Aさんは、X投資信託および新たに購入を検討しているY投資信託についての説明を聞きたいと考えている。そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

X投資信託およびY投資信託に関する資料等は、以下のとおりである。

X投資信託に関する資料

公募株式投資信託

分類 : 追加型/国内/株式

主な投資対象 : 東京証券取引所市場第一部に上場する企業の株式

決算日 : 毎年12月20日

X投資信託のAさん購入後2年間の決算実績（1万口当たり）

	購入時	1回目の決算 (平成24年12月20日)	2回目の決算 (平成25年12月20日)
基準価額	10,100円	10,400円(分配後)	10,000円(分配後)
Aさんの個別元本の額	10,100円	10,100円(分配後)	10,000円(分配後)
分配金の額	-	300円	300円

Y投資信託に関する資料

公募株式投資信託

分類 : 追加型/海外/債券 為替ヘッジあり

主な投資対象 : 米国の企業が発行する米ドル建ての債券

決算日 : 毎月25日

信託期間 : 平成31年8月25日まで

購入時手数料 : 購入価額の1.62% (税込)

信託財産留保額 : 換金時の基準価額に対して0.3%

X投資信託・Y投資信託のシナリオ別予想収益率

	生起確率	X投資信託の 予想収益率	Y投資信託の 予想収益率
シナリオ1	30%	3.0%	-6.0%
シナリオ2	50%	10.0%	5.0%
シナリオ3	20%	-10.0%	7.0%

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問4》 X投資信託の分配金についてMさんがAさんに対して説明した以下の文章の空欄 ~ に入る最も適切な語句を、下記の 語句群 のイ~リのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

「X投資信託の1回目の決算における分配金は、全額が普通分配金に該当します。また、2回目の決算における普通分配金の額は()です。

X投資信託の普通分配金による所得は()とされ、分配時には源泉徴収が行われます。平成26年の決算において普通分配金が分配された場合、その分配金に対する源泉徴収税率は、所得税、復興特別所得税および住民税の合計で()となります」

語句群

イ．100円	ロ．200円	ハ．300円	ニ．配当所得	ホ．利子所得
ヘ．雑所得	ト．10.147%	チ．20.315%	リ．20.42%	

《問5》 Y投資信託についてMさんがAさんに対して説明した次の記述 ~ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

「Y投資信託は米国の債券を主な投資対象としていますので、一般に、米国の金利が上昇した場合、当該債券価格の下落を通じてY投資信託の基準価額のマイナス要因となります」

「Y投資信託は為替ヘッジを行うことにより、為替変動によるリスクの低減を図っています。為替ヘッジを行った場合、為替ヘッジを行わない場合と比較して、円高による為替差損を抑えることができます」

「Y投資信託が償還された場合、償還金から信託財産留保額が控除されます」

《問6》《設例》の X投資信託・Y投資信託のシナリオ別予想収益率 に基づき、X投資信託とY投資信託をそれぞれ6：4の割合で保有した場合のポートフォリオの期待収益率を、解答用紙の手順に従い、計算過程を示して求めなさい。なお、答 は%表示の小数点以下第2位まで表示すること。

【第3問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問7》～《問9》）に答えなさい。

《設例》

会社員のAさん（30歳）は、妻Bさん（29歳）および長女Cさん（3歳）との3人家族である。Aさんは、平成26年6月に住宅ローンを利用して新築の戸建住宅を取得し、同月中に居住の用に供した。また、Aさんは、勤務先における年末調整の結果、下記の平成26年分の「給与所得の源泉徴収票」を受け取った。

なお、「給与所得の源泉徴収票」において、問題の性質上、明らかにできない部分はで示してある。

平成26年分 給与所得の源泉徴収票

支払 を受け る者	住所又は居所	東京都葛飾区 × × ×						氏名	(受給者番号)																										
									(フリガナ)																										
								A	(役職名)																										
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額																															
給料・賞与	7,200,000																																		
控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の額	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く)	障害者の数 (本人を除く)	社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額																												
有無	控除の額	特定老人	その他	円	円	円	円																												
○				1,005,000	100,000																														
(摘要) 住宅借入金等特別控除可能額				国民年金保険料等の金額	介護医療保険料の金額																														
居住開始年月日				配偶者の合計所得	新個人年金保険料の金額																														
妻：B 長女：C（年少）				新生命保険料の金額	旧個人年金保険料の金額	120,000																													
				旧生命保険料の金額	旧長期損害保険料の金額																														
				120,000																															
扶養親族未就学	未成年者	外国人	死亡退職	災害者	乙欄	本人が障害者	特別	その他	寡	婦	特別	寡	勤	中途就・退職				受給者生年月日																	
1人														就職	退職	年	月	日	明	大	昭	平	年	月	日										
																					○	59	1	17											
支払者	住所(居所)又は所在地	東京都千代田区 × × ×																																	
	氏名又は名称	株式会社 X社 (電話) × × (× × × ×) × × × ×																																	

Aさんが取得した住宅に関する資料

住宅の建物および敷地を平成26年6月に一括で取得し、同月中に入居し、その全部を住宅としている。

住宅（建物）の取得価額 …… 2,160万円

土地（住宅の敷地）の取得価額 …… 1,500万円

資金調達：自己資金 …… 1,660万円

銀行借入金 …… 2,000万円（20年の割賦償還，平成26年の年末残高は1,932万円）

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問7》 所得税における住宅借入金等特別控除に関する以下の文章の空欄 ~ に入る最も適切な語句を、下記の 語句群 のイ~リのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

住宅借入金等特別控除は、住宅ローン等を利用して居住用住宅を取得等し、自己の居住の用に供した場合で所定の要件を満たすとき、借入金等の年末残高を基として計算した金額をその年分以後の各年分の所得税額から控除することができるものである。

住宅借入金等特別控除の主な適用要件は、以下のとおりである。

- ・住宅の取得等の日から()以内に居住の用に供し、原則として適用を受ける各年の12月31日まで引き続き居住の用に供していること
- ・適用を受ける年分の合計所得金額が()以下であること
- ・取得等をした住宅の床面積が50㎡以上であり、その2分の1以上がもっぱら自己の居住の用に供するものであること
- ・借入金等は、住宅の取得等のための一定の借入金等で、()以上にわたり分割して返済する方法になっているものであること

語句群

イ．3カ月 ロ．6カ月 ハ．1年 ニ．5年 ホ．10年 ヘ．15年
ト．1,000万円 チ．2,000万円 リ．3,000万円

《問8》 Aさんの平成26年分の所得税の確定申告に関する次の記述 ~ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

Aさんが平成26年分の所得税の確定申告により住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、翌年以降の各年分については年末調整により同控除の適用を受けることができる。

Aさんの平成26年分の所得税の確定申告書の提出先は、X社の納税地を所轄する税務署長である。

Aさんが税理士資格を有していない場合、Aさんが自身の所得税の確定申告を自ら行うことは、税理士法に抵触する。

《問9》 Aさんが平成26年分の所得税において、住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合の所得税および復興特別所得税の申告納税額または還付税額を計算した下記の表の空欄 ~ に入る最も適切な数値を解答用紙に記入しなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は 〇 で示してある。

(a) 総所得金額		() 円
	社会保険料控除： 円	
	生命保険料控除： 円	
	配偶者控除： () 円	
	基礎控除： 円	
(b) 所得控除の額の合計額		円
(c) 課税総所得金額		円
(d) 算出税額 (c に対する所得税額)		() 円
(e) 税額控除 (住宅借入金等特別控除)		() 円
(f) 差引所得税額 (基準所得税額) (d - e)		円
(g) 復興特別所得税額 (円未満切捨て)		円
(h) 所得税および復興特別所得税の額		円
(i) 所得税および復興特別所得税の源泉徴収税額		円
(j) 所得税および復興特別所得税の申告納税額または還付税額		円

資料

給与所得控除額

給与収入金額	給与所得控除額
万円超 万円以下	収入金額 × 40% (65万円に満たない場合は、65万円)
180	
180 ~ 360	収入金額 × 30% + 18万円
360 ~ 660	収入金額 × 20% + 54万円
660 ~ 1,000	収入金額 × 10% + 120万円
1,000 ~ 1,500	収入金額 × 5% + 170万円
1,500	245万円

所得税の速算表

課税総所得金額	税率	控除額
万円超 万円以下	%	万円
195	5	
195 ~ 330	10	9.75
330 ~ 695	20	42.75
695 ~ 900	23	63.6
900 ~ 1,800	33	153.6
1,800	40	279.6

* 下書き欄（解答は解答用紙に）

【第4問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問10》～《問12》）に答えなさい。

《設 例》

会員のAさん（55歳）は、現在、郊外の戸建住宅に妻Bさんと2人で暮らしているが、都心へ転居したいと考えている。希望に沿う物件を探していたところ、下記の中古マンション（築12年）を見つけた。Aさんは、現在居住している戸建住宅を売却し、この中古マンションを購入するつもりである。

売却予定の戸建住宅（以下、「譲渡物件」という）および購入予定の中古マンション（以下、「購入予定マンション」という）の概要は、以下のとおりである。

譲渡物件および購入予定マンションの概要

	譲渡物件	購入予定マンション
取得時期	平成6年8月（父親から相続により取得）	平成26年10月
取得価額	不明	5,000万円
譲渡時期	平成26年10月	
譲渡価額	6,000万円（土地，建物の合計）	
条 件 等	仲介手数料等の譲渡費用は、200万円	専有面積：100㎡

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問10》 購入予定マンションを取得する場合の不動産登記に関する次の記述 ～ について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

購入予定マンションの不動産登記記録は、法務局で確認することができる。

購入予定マンションの売主が不動産登記記録に所有者として登記されていたことにより、Aさんが売主を真の所有者であると信じて取引をした場合、登記には公信力があるため、Aさんは当該マンションの所有権を必ず取得することができる。

購入予定マンションは築10年を超えているため、登録免許税について、住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減の適用を受けることはできない。

《問11》 購入予定マンションを取得した場合の不動産取得税に関する以下の文章の空欄 ~
に入る最も適切な語句を、下記の 語句群 のイ~チのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

不動産取得税は、不動産の取得者に課される（ ）であり、その課税標準は、原則として、固定資産課税台帳に登録されている価格により決定される。

平成27年3月31日までに購入予定マンションを購入した場合、不動産取得税の課税標準の特例を受けることにより、土地については、取得した不動産の価格に2分の1を乗じた額が不動産取得税の課税標準となり、建物については、独立的に区画された1戸ごとの価格から最大で（ ）を控除した額が不動産取得税の課税標準となる。

不動産取得税の標準税率は、本則においては4%であるが、平成27年3月31日までの取得については特例により（ ）とされている。

語句群

イ．国税	ロ．地方税	ハ．1,000万円	ニ．1,100万円	ホ．1,200万円
ヘ．1%	ト．2%	チ．3%		

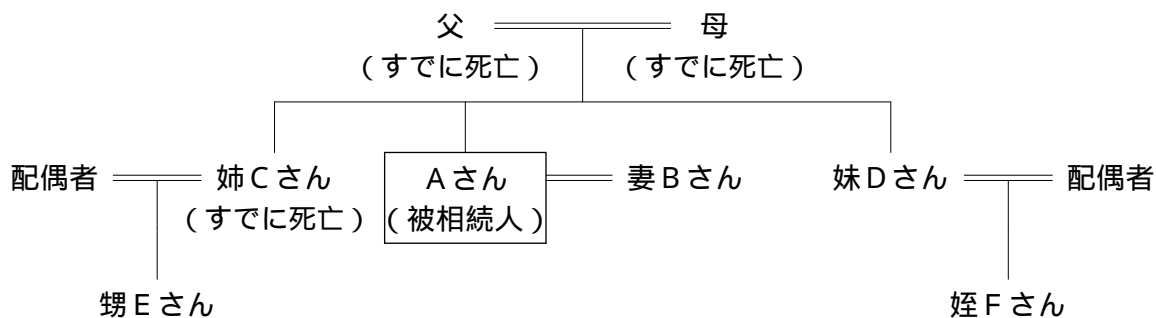
《問12》 Aさんが《設例》の 譲渡物件および購入予定マンションの概要 のとおり譲渡物件を売却し、「居住用財産を譲渡した場合の3,000万円の特別控除の特例」および「居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例（軽減税率の特例）」の適用を受けた場合における所得税、復興特別所得税および住民税の合計額を、解答用紙の手順に従い、計算過程を示して求めなさい。

【第5問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問13》～《問15》）に答えなさい。

《設例》

Aさんは、平成26年8月に病気により70歳で死亡した。Aさんは生前に公正証書遺言を作成しており、自宅の敷地と建物は妻Bさんが相続する予定である。Aさんの親族関係図および主な財産の状況は、以下のとおりである。

Aさんの親族関係図



Aさんの主な財産（相続税評価額）

- ・預貯金 : 6,000万円
- ・有価証券 : 1億2,500万円
- ・自宅の敷地（240㎡） : 1億2,000万円

上記の評価額は「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」の適用前のものである。

- ・自宅の建物 : 1,500万円

Aさんが加入していた生命保険契約に関する資料

終身保険

- 契約者（＝保険料負担者）・被保険者 : Aさん
- 死亡保険金受取人 : 妻Bさん
- 死亡保険金額 : 6,000万円

終身保険

- 契約者（＝保険料負担者）・被保険者 : Aさん
- 死亡保険金受取人 : 妹Dさん
- 死亡保険金額 : 2,000万円

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問13》 Aさんの相続開始後の手続等に関する以下の文章の空欄 ～ に入る最も適切な語句を、下記の 語句群 のイ～チのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

Aさんは生前に公正証書遺言を作成していたが、公正証書遺言は、証人2人以上の立会いのもと、遺言者が遺言の趣旨を公証人に口授し、公証人がそれを筆記して作成される遺言であり、相続開始後に家庭裁判所による検認の手続が()である。

遺言の内容が相続人の遺留分を侵害する場合、当該相続人は遺留分減殺請求を行うことができるが、Aさんの相続について遺留分を有する者は()である。

Aさんの相続人は、Aさんの相続の開始があったことを知った日の翌日から原則として()以内に、相続税の申告書を提出しなければならない。

語句群

イ．必要 ロ．不要 ハ．妻Bさんのみ ニ．妻Bさん，妹Dさんの2人
ホ．妻Bさん，妹Dさん，甥Eさんの3人 ヘ．3カ月 ト．4カ月
チ．10カ月

《問14》 Aさんの相続に関する次の記述 ～ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

妻Bさんが、自宅の敷地について特定居住用宅地等として「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」の適用を受けるためには、当該敷地を相続税の申告期限まで保有しなければならない。

妹Dさんが受け取る死亡保険金のうち、妹Dさんの相続税の課税価格に算入される金額（非課税金額控除後の金額）は1,625万円である。

Aさんの相続に係る相続税の課税価格の合計額を4億円と仮定した場合、妻Bさんは「配偶者に対する相続税額の軽減」の適用を受けることにより、1億6,000万円までの取得について相続税がかからず、それを超える取得については納付すべき相続税が算出される。

《問15》 Aさんの相続に係る相続税の総額を計算した下記の表の空欄 ~ に入る最も適切な数値を解答用紙に記入しなさい。なお，Aさんの課税遺産総額は2億4,000万円として計算すること。また，問題の性質上，明らかにできない部分は で示してある。

課税価格の合計額	万円
遺産に係る基礎控除額	()万円
課税遺産総額	2億4,000万円
相続税の総額の基となる税額	
妻Bさん	()万円
妹Dさん	()万円
・	・
・	・
・	・
相続税の総額	()万円

相続税の速算表

法定相続分に応ずる取得金額		税率	控除額
	1,000万円以下	10%	-
1,000万円超	3,000万円以下	15%	50万円
3,000万円超	5,000万円以下	20%	200万円
5,000万円超	1億円以下	30%	700万円
1億円超	3億円以下	40%	1,700万円
3億円超		50%	4,700万円